

最近の日空衛の活動について

令和3年10月
専務理事 高橋 広幸

1	建設業の働き方改革	2
2	社会保険加入対策と技能労働者の適切な賃金水準の確保	4
3	建設キャリアアップシステム (CCUS)	7
4	BIM 推進への対応 (生産性の向上)	13
5	新・担い手3法	16
6	新たな外国人材の受入れ	19
7	脱炭素社会づくりへの対応	21
8	登録配管基幹技能者・登録ダクト基幹技能者	25
9	建設業許可業種区分の見直し	27
10	直接 (分離) 発注の推進	28
11	コンプライアンスの確保等	29
12	その他	31

(別添資料)

1 建設業の働き方改革

- 1 平成29年3月28日、政府の「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」を決定。
- 2 8月28日、第2回「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が開催され、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を申し合わせ。
- 3 平成30年3月23日、日空衛理事会において「働き方改革の推進に関する行動計画」を了承。
(別添1、33頁)
- 4 3月28日、国土交通省と建設業団体（日空衛、電設協、日建経、建産連）との意見交換会開催。国土交通省から4団体に対し「建設業働き方改革加速化プログラム」を踏まえ、①長時間労働の是正、②給与・社会保険、③生産性の向上の3点についての要請があった。
- 5 6月29日、働き方改革関連法（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が成立（7月6日公布）。同法により改正された労働基準法の規定により、時間外労働の罰則付き上限規制が、2024年4月1日から建設業に適用されることとなった。
(別添2、34頁)
- 6 7月2日、第4回「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」開催。「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」について、民間工事の業種ごとに考慮すべき重要事項を追加したほか、週休2日工事の普及拡大、生産性向上に向けた取組強化などの観点から改訂。
- 7 7月以降、経営活性化委員会において「働き方改革の推進に関する好事例」や「現場における問題事例」の収集、企業会員に対するフォローアップアンケート調査（部門別の残業時間、休日取得の状況把握）等を実施。
- 8 平成31年4月、「好事例」について、各会員への参考に供するため、「働き方改革の推進に関する事例報告」として日空衛HPの会員ページに掲載。
- 9 4月、発注者を始めとする外部の方の理解、協力を頂くことを念頭に置いたパンフレット（「週休2日を実現し 長時間労働を是正」）を作成し、各会員へ送付するとともに、5月の定時総会において配布。

10 令和2年7月20日、中央建設業審議会総会において、適正な工期による請負契約の締結を促すための「工期に関する基準」が取りまとめられ、7月31日に勧告が行われた。
(別添3、35頁)

11 企業会員に対する残業時間、休日取得状況についてのフォローアップアンケート調査の結果は以下の通り。残業時間については、2020年度は改善が見られる。休日については、着実に改善が見られるものの、2020年度末までに4週6休以上という中間目標は未達。

【工事部門】				
	残業時間		休日取得	
	年間残業時間720時間以内の社員数	年間残業時間960時間超の社員数	月に8日以上休めた社員数	月に4日未満しか休めなかった社員数
2017年度	71.9%	3.5%	58.6%	3.4%
2018年度	69.2%	4.4%	58.6%	3.1%
2019年度	67.4%	6.3%	62.2%	3.0%
2020年度	75.4%	2.3%	64.9%	2.2%

2 社会保険加入対策と技能労働者の適切な賃金水準の確保

- 1 平成23年7月27日、国交省の「建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会」が、労働環境などの改善に向けた方策として、「保険未加入企業の排除」を掲げ、建設産業全体としての枠組を整備し、実施後5年を目途に、企業単位で加入率100パーセント、労働者単位では製造業相当（概ね90%とされている）の加入状況を目指すべきと提言。
- 2 平成24年2月23日、国交省検討会で「社会保険未加入問題への対策」を決定。
- 3 9月20日、日空衛が「社会保険加入促進計画」を決定。
- 4 平成25年9月26日、社会保険未加入対策推進協議会が開催され、同日から、標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示を一齐開始することを申し合わせ。
これを受け、日空衛は、9月18日理事会で承認された一齐開始の方針及び標準見積書について会員に通知。
- 5 平成30年6月21日、第1回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会開催。「建設業働き方改革加速化プログラム」を踏まえ、従来の「社会保険加入の徹底」だけでなく、建設キャリアアップシステムの普及推進や適切な賃金水準の確保など、同プログラムの「給与・社会保険」の分野に関し、関係者が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進していくこととなった。
- 6 令和元年6月12日、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布。建設業許可の基準が見直され、社会保険への加入が要件化されることとなった(当該改正規定の施行日は、令和2年10月1日)。
- 7 令和2年2月18日、第3回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会開催。今後、以下の3点に重点を置いて取り組みを進めていくこととなった。
 - ①法定福利費を行き渡らせるため、見積書・請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の更なる徹底
 - ②労働者単位での社会保険未加入者の確認強化
 - ③偽装請負が疑われる一人親方の基準明確化とその排除
- 8 6月25日、国交省の「建設業の一人親方問題に関する検討会」（第1回）開催。今後、職種ごとの一人親方の実態把握を行った上で、規制逃れを目的とした一人親方

化対策、一人親方の処遇改善対策等について検討を進め、令和3年2～3月に中間とりまとめを行う予定。

9 9月30日、国交省が、改正建設業法の施行に伴い、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂（10月1日施行）。主な改訂内容は以下のとおり。

- (1) 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
- (2) 例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記
- (3) 一人親方について

10 公共工事労務費調査による令和2年10月時点における建設業の3保険への加入状況は次のとおり。

	【 企 業 別 】		【 労 働 者 別 】	
	H23.10	→ R02.10	H23.10	→ R02.10
雇用保険	94%	→ 99%	雇用保険	75% → 95%
健康保険	86%	→ 99%	健康保険	60% → 92%
厚生年金	86%	→ 99%	厚生年金	58% → 89%
3保険	84%	→ 99%	3保険	57% → 88%

11 令和3年2月19日、国交省は3月から適用する公共工事設計労務単価を公表。平成25年から9年連続の引上げとなり、平均1.2%（平均：配管工1.5%、ダクト工1.4%、保温工1.1%）の上昇。

コロナ禍の特別措置として、約4割超の単価について、据え置き。

参考：全国全職種平均値の公表を開始したH9年度以降での最高値を更新

H24年比（全国全職種平均）+5.6.1%

配管工+40.2%、ダクト工+46.5%、保温工+48.3%

12 3月19日、第5回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会開催。令和2年度における①社会保険加入対策、②建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用に向けた官民施策パッケージの推進、③一人親方対策に係る進捗状況が報告され、引き続き、継続して取り組んでいくことが確認された。

一人親方対策については、「建設業の一人親方問題に関する検討会」の中間とりまとめが報告された。その概要は以下のとおり。

①規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- ・「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しな

い取扱いとすべき

- ・「働き方の自己診断チェックリスト」の活用など、技能者に対して、働き方が適正かどうか確認するための取り組みを進めるべき

②一人親方の処遇改善策

- ・適正な請負契約の締結・適正な請負代金の支払いについて、建設業法第19条第1項に基づく書面契約の徹底、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の遵守

③「適正一人親方の目安」の策定による政策的誘導

- ・「実務経験年数が10年未満」又は「CCUSのレベル3相当未満の技量」の技能者が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進 など

1.3 3月30日、赤羽国土交通大臣と建設業団体（日建連、全建、全中建、建専連）との意見交換会。技能労働者の賃金について、概ね2%以上の上昇の実現を目指して、関係者が可能な取組を進めることとされ、各団体が会員企業に取組を要請。

1.4 6月16日、第6回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会開催。令和3年度の重点課題について、以下の通り説明があった。

- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金引き上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要
- 技能労働者の賃金上昇について、本年は概ね2%以上の賃金上昇を目指す旗印の下、全ての関係者が可能な取組を進めることとなったことを踏まえ、「適正な法定福利費を削ってダンピングするような事案」の徹底した排除、技能と経験に応じた賃金支払い等を重点課題とし、目標達成に向けて以下の取組を実施する。
 - ① 法定福利費の内訳明示の徹底・促進
 - ② 一人親方対策の推進
 - ③ 建設キャリアアップシステムの活用促進

1.5 9月2日、国交省の「建設業の一人親方問題に関する検討会」（第5回）が開催。中間とりまとめ（令和3年3月）後の検討事項について議論。

3 建設キャリアアップシステム (CCUS)

- 1 平成27年8月6日、国交省が「就労履歴管理システム」(仮称)の構築に向けた官民コンソーシアムを立ち上げ。
- 2 平成28年4月19日、第2回「建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム」開催。システムの名称を「建設キャリアアップシステム」に決定。
- 3 平成29年3月15日、日空衛理事会諮問委員会合同会議において、建設キャリアアップシステムの運営主体である(一財)建設業振興基金に対し日空衛として1,000万円を拠出することを決定。
- 4 平成30年3月、日空衛の企業会員、団体会員へのシステムに係る周知・普及を図るため、建設業振興基金の担当者を招いて、全国8支部において説明会を開催。
- 5 平成31年1月～3月、24箇所の現場において順次「限定運用」を開始。
- 6 3月29日、国交省が、建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた「建設技能者の能力評価制度に関する告示」を公示するとともに、同制度の適正かつ円滑な実施を図るため「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」を公表。
告示及びガイドラインに沿って、職種毎の能力評価基準を策定し、建設技能者に対して4段階の客観的な技能レベルが付与されることとなった。
- 7 4月、「本運用」開始。「日空衛の企業会員、団体会員への現場運用も含めた一層の周知・普及を図るため、建設業振興基金の担当者を招いて、全国9支部において説明会を開催。
- 8 6月以降、日空衛の会長・副会長企業において、建設業振興基金との連携の下、現場開設・運用のモデル実施を開始。それぞれ実施現場を選定し、現場運用を実施しながら、現場運用についての課題やノウハウを蓄積。
- 9 10月18日、建設技能者の能力評価実施に向けた検討会が開催され、登録基幹技能者講習の実施職種ごとに、今年度中に能力評価基準を作成することについて、国土交通省より要請があった。

また、国土交通省において開発中の「レベル判定システム」を利用した能力評価の実施に当たっては、能力評価実施機関(各専門工事業団体)が参加する「能力評価制

度推進協議会」を設立して、レベル判定システムの保守・運営や建設キャリアアップシステムとの連携を実施していく案が示された。

1 0 令和2年2月14日、赤羽国土交通大臣より、労務単価の引上げを機に、建設技能者の処遇改善による担い手確保と建設業全体の生産性向上を更に推進するべく、建設キャリアアップシステムを活用した施策パッケージを年度内にまとめるよう指示があり、3月23日、国交省が「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」を公表

1 1 「ダクト技能者能力評価基準」（全ダ連・日空衛作成、3月27日）、「配管技能者能力評価基準」（全管連・日管連・日空衛作成、3月31日）について国土交通大臣が認定。

1 2 3月31日、35職種の能力評価基準に係る50の能力評価実施団体を主体とする「建設技能者能力評価制度推進協議会」設立総会が開催され、4月1日付で同協議会が設立された。日空衛は、配管職種について日管連及び全管連と共同で、また、ダクト職種について全ダ連と共同で参画。

同協議会は、建設技能者能力評価制度の適正な運営の確保と同制度の一層の周知・活用を図るとともに、国交省が開発し、保有する「能力評価に係るレベル判定システム」を共同で運用し、維持管理等を行う。評価申請者から、評価手数料（3,000円）を建設キャリアアップカード更新手数料（1,000円（建設業振興基金））とあわせて徴収し、システムの保守費用や建設キャリアアップシステムとの連携費用などの各種運営経費に充てる。

1 3 3月31日、国交省が、「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示」を公示するとともに、その詳細を示した「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン」を公表（4月1日施行）。

今後、告示及びガイドラインに沿って、職種毎の見える化評価基準（①基礎情報、②施工能力、③コンプライアンスの3項目で構成）が策定され、専門工事企業に対して4段階の評価が付与されることとなった。

1 4 6月12日、国交省の「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会（第8回）」開催。

➤ 見える化評価制度に関する今後の検討スケジュールについて、国交省より以下の説明があった。

・本年4月1日に施行された「見える化評価制度」に関する告示及びガイドライ

ンを踏まえ、各職種の評価基準づくりを支援するための「見える化評価基準策定支援ソフト」及び「評価申請用ソフト」の開発を令和2年度中に行う。

- ・これと並行して、先行職種（鉄筋、型枠、機械土工等）において、具体的な基準作りに着手し、令和2年度内を目途に「見える化評価基準」を策定する。
- ・令和3年度以降は、これらを踏まえ、先行職種以外の職種において「見える化評価基準」を策定する。

➤ また、能力レベルに応じた賃金支払等の処遇実現に関し、国交省より、以下の説明があった。

- ・先行的にレベル別の賃金目安（年収）の設定・公表を行った7職種（型枠、機械土工、内装仕上、建築大工等）を対象に「標準見積書改訂WG」を立ち上げ、職長手当等マネジメントフィーを含めた適切な労務費を計上するための具体的検討に着手する。
- ・先行7職種については今年度内を目途に標準見積書の改訂を行うこととし、他の職種についてもレベル別の賃金目安（年収）の設定と標準見積書の改訂作業への着手を目指す。

15 6月24日、建設キャリアアップシステム運営協議会第8回運営委員会開催。

- ①国交省より、「建設キャリアアップシステムの審査・登録費用が想定を大幅に上回っており、令和2年度末で100億円（うち追加開発費20億円）の累積赤字が見込まれ、運営財源が逼迫している」との説明があった。
- ②さらに、国交省より、システムの追加開発費用に充てるための業界による追加出捐（20億円）についての要請があった。
- ③これらの提案及び要請について各団体から様々な意見が出され、国交省において再度検討することとなった。

16 6月25日、国交省において、直轄営繕工事における建設キャリアアップシステムの活用に向け、建設キャリアアップシステムの活用目標（登録事業者率・登録技能者率・就業履歴蓄積率）の達成状況に応じて工事成績評定で加点する「建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事」を受注者希望型で試行することを決定。

営繕工事のうち地方整備局等が必要と認めたものについて、7月1日以降に入札手続きを開始する工事を対象に実施される。

17 7月16日の日空衛理事会における意見を踏まえ、CCUS料金値上げに対する会員への意見聴取を実施。結果は、容認意見と反対意見が各3割程度と拮抗。

18 7月31日に建設キャリアアップシステム運営協議会第10回運営委員会、さら

に8月7日に建設キャリアアップシステム運営協議会の意見交換会を開催。

- ①国交省から、7月7日に提案された料金値上げプランBの内容について、詳細型登録料を4,900円に、ID利用料を月額950円に変更する内容と料金改定後の利用促進に関する申合せ事項などの提示、並びに追加開発費を16億円に圧縮し、各団体に対し、当初出捐額の16/10の割合の出捐金を要請したい旨の説明があった。
- ②日空衛からは、会員の意見の状況を報告するとともに、普及のためには数値目標の前にメリットの明確化や手間のかからないシステムとすることが必要である旨、発言した。

20 9月8日、建設キャリアアップシステム運営協議会第6回総会開催。

(別添4、5 36、37頁)

- ①料金改定案、料金改定後の利用促進に関する申合せ等について、協議を経て了承。
- ②また、システム開発費として追加で必要となっている16億円について、改めて、各団体に対し、当初出捐額の16/10の割合の出捐金を要請したい旨、説明があった。
- ③総会における日空衛からの発言の要旨は以下のとおり。

(料金改定案について)

- 今回の利用料金の値上げについては、日空衛会員の中で意見が分かれている。
- 「登録するメリットが感じられない」との声が多く、メリットやインセンティブを拡充し、しっかりPRしていく必要がある。
- また、現状では「登録や操作が煩瑣で手間がかかる」との声も多く、使いやすいシステムにしていくことも重要である。
- 最終的には理事会で決定するが、今回の料金改定については、システムを持続可能なものにしていくため、今回に限り、やむを得ないと考えている。

(出捐の要請について)

- 最終的には理事会で決定するが、「今回限り」ということを条件に検討させていただきたい。

21 9月15日、日空衛理事会において、日空衛としての対応について、以下のとおり意思決定。

- (1) システムの持続可能性のためには、今回の料金値上げはやむを得ないが、値上げを容認するのは今回限りであり、また、メリットの明確化と使いやすいシステムへの改善を引き続き要請していく。
- (2) 出捐金については「今回限り」ということを条件に、日空衛予算から1,600万円を出捐する方向で、今後、国交省、建設業振興基金と調整を行う。

(3)「建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて」(総会申合せ)を踏まえ、日空衛としても、登録数、カードタッチ数の拡大に向けて更なる取組みを進めていくこととする。

22 10月20日、建設キャリアアップシステム運営協議会第11回運営委員会開催。「CCUSの利用促進に関する取組みについて(令和2年9月8日総会申合せ)」を踏まえ、令和2年度の目標を設定するとともに、今後のフォローアップや各団体の取組みについて、意見交換が行われた。

23 11月18日、日空衛理事会において、(一財)建設業振興基金に対し、日空衛として1,600万円を追加出捐することを正式に決定。

24 令和3年1月29日、3月11日に建設キャリアアップシステム運営協議会の第12回及び第13回運営委員会、さらに3月16日には第8回総会が開催され、令和3年度の取組目標は、技能者登録数が30万人、事業者登録数(一人親方除く)が3万社、就業履歴数が2,000万タッチとなった。

25 3月17日、日空衛会員への建設キャリアアップシステム加入状況等調査の結果について、理事会に報告。企業会員の協力会社に係る事業者登録状況は34%、協力会社の技能者登録状況は41%、元請現場へのカードリーダー設置状況は5%であった。今後、こうした数字を踏まえつつ、日空衛としての目標設定その他の利用促進のための取組みについて経営活性化委員会において、検討を進めていくこととした。

26 建退協の建設キャリアアップシステム活用への移行を図るため、これまでの試行結果を踏まえ、3月1日に掛金納付方式に従来の「証紙貼付方式」に加え、「電子申請方式」が正式に追加された。

27 4月から、建設キャリアアップシステムの技能者登録が2段階申請(簡略型と詳細型の2種類に区別)となり、簡略型は本人情報に関する項目を登録し、詳細型ではレベル判定に必要な資格等を登録する仕組みがスタートした。

28 4月21日の日空衛理事会において、経営活性化委員会での検討を踏まえ、今年度の日空衛の目標を決定し、4月28日付文書で、企業会員、団体会員に通知した。

<日空衛の目標>

① 技能登録者：会員企業の一次協力会社の技能者数の5割以上の登録を目指す

- ② 事業者登録：日空衛会員企業の9割の事業者登録を目指す
会員企業の一次協力会社の5割の事業者登録を目指す
- ③ 就業履歴登録数：1億円以上かつ工期半年以上で管理者常駐の元請現場にて、
現場数の2割にカードリーダーの設置を目指す

(別添6、38頁)

29 4月26日、建設技能者能力評価制度推進協議会が開催され、現状、建設キャリアアップシステムとは独立して運用されている技能者の能力評価を行うレベル判定システムについて、システム運営に必要な目標判定件数に対し、達成状況は4分の1未満であり、システムの維持運営が困難な状況となったことから、各団体でレベル判定を行うこととし、現行のレベル判定システムは6月16日で運用を停止することとされた。

システム運用停止後のレベル判定の実施については、関係団体（日管連、全管連、全ダ連）と協議中。

30 7月30日、建設キャリアアップシステム運営協議会第14回運営委員会開催。厚生労働省の建設キャリアアップシステム推進の取組として、建設事業主団体による研修会、説明会等の実施や建設現場に設置するカードリーダーの購入等に対する助成金の活用について説明があった。

また、運用中止中の建設技能者の能力評価事務について、9月を目途に、ワンストップ化の仕組みと運用開始に関する素案を整理し、業界団体に提示されることが報告された。

31 9月1日から、一部の職種について、レベル判定業務が再開。配管職種、ダクト職種については、10月18日（月）から再開（機械土工協会への委託）。

32 9月末時点の状況は、技能者登録数（累計）が692,511人、事業者登録数（累計、一人親方除き）が100,285社、就業履歴数が、9月の月間で230万タッチ、年度累計で1,142万タッチとなった。



4 BIM推進への対応（生産性の向上）

- 1 令和元年6月13日、国土交通省の「建築BIM推進会議」（第1回）開催。
国土交通省においては、建築分野における生産性の向上を図るため、建築物の生産プロセス及び維持・管理において、BIMを通じて情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、官民が一体となってBIMの推進方策を検討していくため、同会議を設置。日空衛からも委員を派遣して検討に参画。
- 2 8月7日、日空衛経営活性化委員会に設置した「BIM推進部会」（第1回）開催。
BIMの推進により、着工時に設計的要件が全て決定されるようになれば、設計図書の精度が飛躍的に向上し、施工時における不要な打合せや調整が激減することで、働き方改革にも大きく寄与するということを念頭に置いて、日空衛としても「BIM推進部会」を設置し、内部検討を行いつつ、国土交通省の「建築BIM推進会議」に対応していくこととした。
- 3 秋以降、国土交通省の「建築BIM推進会議」に「建築BIM環境整備部会」を始め各種部会が設置され、並行的に検討を続行。
- 4 日空衛BIM推進部会において日空衛としての建築BIMに関する要望をとりまとめ、12月9日、国土交通省にてパンフレット「週休2日を実現し 長時間労働を是正」と併せて、同省及び関係設計事務所（日本設計と日建設計）に説明。
- 5 12月16日、建築BIM環境整備部会（第2回）において「BIM標準ガイドライン第1版（素案）」が示された。その内容について12月20日の日空衛BIM推進部会（第7回）において議論の上、日空衛の意見を取りまとめ、12月25日に国交省住宅局の担当官に説明。さらに、令和2年1月8日に追加意見を提出。
- 6 令和2年2年1月17日、建築BIM環境整備部会（第3回）開催。ここで示された「BIM標準ガイドライン第1版（素案）」の修正案に対し、1月24日、日空衛の意見を提出。
- 7 2月17日、建築BIM環境整備部会（第4回）開催。ガイドラインの表題を「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」とすることに決定。

8 3月31日、国交省が「建築分野におけるB I Mの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」を策定、公表。

12月から1月にかけての「B I M標準ガイドライン第1版（素案）」に対する日空衛からの一連の意見・要望の基本的なスタンスは、「設計段階で設備設計内容をできる限り確定し、B I Mに入力した上で、施工側に引き渡す業務フローにしてほしい」という点であった。この点にしては、当初案に比べ、施工サイドの意見をかなり取り込んでいただいたが、引き続き、様々な機会に意見具申が必要な状況である。

なお、ガイドラインの公表に当たっては、国交省から「本ガイドラインは、あくまで現時点の関係団体等における知見等を踏まえた第1版であり、本ガイドラインを実際に活用することにより得られる知見等を改めて建築B I M推進会議にフィードバックすることにより、今後継続的に見直しを行っていくことを前提としたもの」との説明が付されている。

9 6月30日、国交省が「令和2年度B I Mを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」に応募のあった40件の提案から8件の採択提案を決定した旨、発表。このモデル事業は、建築B I M推進会議で策定された「建築分野におけるB I Mの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」に沿って、設計・施工等のプロセスを横断してB I Mを活用する建築プロジェクトにおけるB I M導入の効果検証や課題分析等を試行的に行う取組について、優れた提案を行った者に対し、国が当該検証等に要する費用を補助するもの。

10 10月21日、23日、国交省の建築B I M推進会議に設置された建築B I M環境整備WGが開催され、「B I Mを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」に応募のあった提案の中から、学識経験者等による評価を踏まえて、建築B I M推進会議と連携してB I M導入のメリットの検証等を行う事業（14事業）を「連携事業」として位置付けることとし、14の各試行プロジェクトの経過報告が行われた。

11 12月14日及び令和3年2月26日に、国交省官庁営繕部の「官庁営繕事業における一貫したB I M活用に関する検討会」（第1回及び第2回）がWEB会議にて開催され、営繕事業の効率化のためのB I Mの活用方策や「官庁営繕事業におけるB I Mモデルの作成及び利用に関するガイドライン」改定等についての議論が行われた。

令和3年度中のガイドライン改定に向けて、5月以降に個別に調整をしていくこととなった。

- 1.2 12月16日、建築BIM推進会議（第5回）がWEB会議にて開催された。「国交省官庁営繕部のBIM活用に向けた取り組み」と「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」としての8つの支援事業及び14の連携事業の概要が紹介され、その後に建築BIM推進会議の各部会報告と各団体報告が行われた。
- 1.3 令和3年3月25日、「建築BIM推進会議」（第6回）がWEB会議にて開催され、BIMの活用状況アンケートの結果と各部会及び関連団体の報告があった。この中で「設計BIMワークフローガイドライン（建築設計三会 提言）」が紹介され、メールによる修正意見の提出依頼があり、BIM推進部会において検討し、回答した。
- 1.4 4月27日、国土交通省において、令和2年度のBIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業の成果報告会が開催された。
- 1.5 8月16日、建築BIM推進会議第9回環境整備部会がWEB会議にて開催され、令和2年3月に策定された「BIMの標準ワークフローとその活用方針に関するガイドライン」について、昨年度から実施しているBIM導入モデル事業の成果等を踏まえ、関係団体に意見照会の上、改定作業を進める方針が示された。

5 新・担い手3法

- 1 平成30年2月13日、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部の基本問題小委員会において、『建設産業政策2017+10』（建設産業政策会議29年7月4日提言）において示された施策を具体化し、併せて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について審議が開始され、6月18日の第5回基本問題小委員会において、長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をまとめた「中間とりまとめ（案）」が示され、若干の修正を加えて、6月22日、「基本問題小委員会中間とりまとめ」が公表された。
- 2 令和元年6月12日、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布。施行日は、以下のとおり。
 - ①令和元年9月1日
 - ・ 建設工事従事者の責務の追加（知識や技術・技能の向上の努力）
 - ・ 建設業者団体の責務の追加（災害発生時の対応の努力）
 - ・ 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成
 - ・ 入契法/適正化指針に定める事項の追加（必要な工期の確保と施工時期の平準化）
 - ②令和2年10月1日
 - ・ ①及び③以外
 - ③令和3年4月1日
 - ・ 技術検定制度の見直し

【改正の概要】

(1) 建設業の働き方改革の促進

①長時間労働の是正（工期の適正化等）

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

②現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

(2) 建設現場の生産性の向上

①限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。

- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化（専門工事一括管理施工制度。対象は、当面、鉄筋工事・型枠工事）。

②建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

(3) 持続可能な事業環境の確保

- ①経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化。
 - 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- ②合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

3 令和元年5月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が、議員立法により提案され、6月7日成立（6月14日公布・施行）。働き方改革の推進、生産性の向上、災害時における緊急対応の充実強化、調査・設計の品質確保が主な内容。
(別添7、39頁)

4 10月18日、品確法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（品確法基本方針）及び入契法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（入契法適正化指針）の一部変更について、閣議決定された。

【変更の概要】

(1) 品確法基本方針の一部変更

○公共工事等の発注者が講ずべき措置として

- ・災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- ・施工時期の平準化に向けた債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期設定
- ・工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価等における情報通信技術の活用

・調査・設計業務の性格に合わせたプロポーザル方式等の選択等を新たに規定。

○公共工事等の受注者に関する事項として

・法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
・情報通信技術を活用した公共工事の施工の効率化等による生産性の向上等を新たに規定。

(2) 入契法適正化指針の一部変更

○公共工事の発注者が講ずべき措置として

・施工に必要な工期の確保のための休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期設定
・施工時期の平準化を図るための
①債務負担行為の活用 ②柔軟な工期設定 ③速やかな繰越手続 ④積算の前倒し
⑤早期執行のための目標設定
等を新たに規定。

5 令和2年1月30日、内閣官房に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」の申合せにより、「発注関係事務の運用に関する指針」が改正された。

改正品確法を踏まえ、災害対応や測量・調査・設計の項目を新設したほか、「適正な工期設定」、「計画的な発注や施工時期の平準化」など建設業の働き方改革に関する内容、「BIM/CIMやICTの積極的な活用」など生産性の向上に関する内容を充実（4月以降の公共工事の発注関係事務に適用）。

6 7月20日、中央建設業審議会総会において、適正な工期による請負契約の締結を促すための「工期に関する基準」が取りまとめられ、7月31日に勧告が行われた。

(再掲：別添3、35頁)

7 令和3年4月1日から技術検定制度の見直しに係る改正建設業法の規定が施行。今年度から新制度で試験実施。

(別添8、40頁)

8 10月14日、令和3年度1級管工事施工管理技術検定「第1次検定」の合格者発表。3,792名の管工事技士補が誕生

(別添9、41頁)

6 新たな外国人材の受入れ

- 1 平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」に、「新たな外国人材の受入れ」が盛り込まれた。
- 2 12月8日、人材確保が困難な産業分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、新たな在留資格（「特定技能1号」・「特定技能2号」）の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立（12月14日公布）。
- 3 12月19日、建設業界から73団体が出席して、「建設分野における特定技能外国人の受入れに関する検討会議」が開催され、政府の基本方針案、建設分野における運用方針案等の概要についての説明、並びに建設分野関係の新法人設立についての説明があった。
- 4 12月25日、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を閣議決定。
外国人を受け入れる分野は、介護、外食業、建設、宿泊など14分野。うち建設分野については、当面、型枠施工、左官など11業務が対象で、5年間の最大受入れ見込数は4万人となっている。
- 5 平成31年4月1日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、「建設分野における特定技能外国人の受け入れに関する制度」がスタート。また、同日、31年度受け入れ対象11業務に係る専門工事業団体及び元請団体により構成される「一般社団法人建設技能人材機構（JAC）」が設立された。

(別添10、42、43頁)

- 6 7月5日、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業についても、4月から運用が開始された新たな在留資格（特定技能）との整合性を図りながら適正な運用を図るため、
 - ①建設キャリアアップシステムへの登録、
 - ②日本人と同等以上の報酬の安定的な支払い、
 - ③技能実習生・外国人建設就労者の数が（日本人の）常勤職員の数を超えないことなど、外国人の受け入れ基準を見直す告示がなされた。
（施行日は、①・②については令和2年1月1日、③については令和4年4月1日）

- 7 9月18日、日空衛理事会において、JAC への日空衛の入会及び出捐金の拠出について説明し、その準備及び事務手続きを進めていくことが了承された。
- 8 11月20日、日空衛理事会において、以下について正式に決定。
- ①在留資格「特定技能」の受入れ対象職種に、令和2年度から配管職種が追加される方向で作業が進められていることを踏まえ、JACに日空衛が正会員として入会することとし、JACに入会申し込みを行う。
 - ②国土交通省及びJACからの要請を踏まえ、令和元年度中に、日空衛からJACに対し出捐金400万円を拠出することとする。
- 9 令和2年2月28日、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」の一部変更について閣議決定が行われ、特定技能の受入れ対象に「配管」、「保温保冷」、「建築板金」など建設分野の7業務（職種）が追加された。
- 10 3月3日、JACの理事会が開催され、正会員として、日空衛、全管連、日保協など12団体の4月1日付け入会が承認された。
- 日空衛がJACに正会員として入会したことにより、日空衛会員企業及び団体会員の構成員企業は、日空衛からの会員証明を受けることにより、JACへの年会費無料で、特定技能外国人を受け入れるための要件の一つを満たすことになる。
- 11 令和3年4月1日付で、正会員として全ダ連（建築板金）の入会が承認された。
- 12 2020年の建設分野で活躍する外国人材は約11万人（技能実習生：7.7万人、外国人建設就労者：4千人、特定技能外国人：2千人）。特定技能外国人（2021年3月末）2,116人のうち、配管（71人）、建築板金（22人）。

7 脱炭素社会づくりへの対応

- 1 平成25年9月27日、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）公表。
- 2 11月11日、国連のCOP19開幕。
日本は2020年までの削減目標について、鳩山首相（当時）時に表明した1990年度比25%削減の目標を改め、2005年度比3.8%減（原発稼働を前提としない。1990年度比3%増）を提案。
- 3 平成26年4月13日、IPCC第5次評価報告書第3作業部会報告書（気候変動の緩和）公表。
21世紀末までの地球の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えるには、2050年までに温室効果ガス排出量を10年比4～7割削減し、21世紀末にはほぼゼロまたはマイナスにする必要があるとしている。
- 4 平成27年4月1日、25年に改正された「フロン排出抑制法」が全面施行された。業務用冷凍空調機器の管理者（所有者、使用者等）に機器の点検義務や算定漏えい量の報告などの義務が新たに適用になるなどの内容。
- 5 7月1日、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が成立。
- 6 9月25日～27日、国連サミット開催。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を全会一致で採択。
- 7 11月30日～12月13日、COP21開催。2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」を採択。長期目標として産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制し、さらに1.5℃未満に収まるよう努力すること、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等を合意（28年11月4日発効）。
- 8 平成28年5月13日、政府は、パリ協定を踏まえ、わが国が約束した2030年度までに温室効果ガスを2013年度比26%削減（2005年度比25.4%削減）する目標達成のため「地球温暖化対策計画」を閣議決定。

- ・「業務その他部門」（商業・サービス・事業所等）では、2030年度までに2013年度比約4割のCO₂削減が必要とされている。
- ・また、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしている。

9 平成28年度、低炭素社会対応委員会において、空調衛生設備について、建設段階、運用段階等の各ステップにおけるCO₂排出量や削減量の把握について検証し、「建築設備の低炭素社会構築に関する参考文献」として取り纏めるとともに、パンフレット「低炭素社会の実現に向けて」を改訂。

10 平成30年6月13日、気候変動適応法公布（12月1日施行）。地球温暖化対策推進法の下で進めてきた温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を法的に位置付け、推進するもの。

11 7月3日、「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定。

- ・2030年時点における電源構成割合の目標値については、政府の従来目標を維持し、主力電源化に取り組む再生可能エネルギーを22～24%、引き続き重要なベースロード電源と位置付ける原子力発電を20～22%とするほか、液化天然ガス(LNG)27%、石炭26%、石油3%とした。
- ・「業務・家庭部門における省エネルギーの強化」に関しては、将来の建築物の省エネルギー性能の標準とすることを見据え、非住宅建築物については、2020年までに国を含めた新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指すこと、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化することなど、第4次計画と概ね同様の内容となっている。

12 11月27日、「気候変動適応計画」を閣議決定。

13 平成31年2月15日、省エネ基準への適合義務制度の対象範囲（現行：延べ面積2,000㎡以上の大規模非住宅建築物）を延べ面積300㎡以上の中規模非住宅建築物まで拡大すること等を内容とする建築物省エネ法改正案が国会に提出され、5月10日成立（5月17日公布）。施行は、令和元年11月16日（省エネ基準への適合義務範囲拡大等の規定は、令和3年4月1日）。

14 3月19日、機器の廃棄時におけるフロン類の回収率を向上のため、フロン排出抑制法改正案が国会に提出され、5月29日成立（6月5日公布）。フロン類を使用

する製品の廃棄や建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付、保存等の措置、フロン類の引渡義務に違反した者への罰則の創設、都道府県による立入検査の対象の拡大等が主な内容。施行は、令和2年4月1日。

- 15 平成30年度、省エネ・リニューアブル事業推進委員会において、省エネ効果が期待できるクールビズ等を適切に運用し良好な執務環境を実現するための課題と対応策の検討を行い、「オフィスにおける省エネ空調とクールビズ～室内環境の現状と課題～」としてとりまとめ、日空衛会員ホームページに掲載。
- 16 平成30年度、低炭素社会対応委員会において、省エネルギー関連施策の変遷、代表的な環境性能評価指標、具体的な省エネルギー技術の導入事例等についての調査、検討を行い、「低炭素社会実現に向けての省エネルギー施策・技術の動向」としてとりまとめ、日空衛会員ホームページに掲載。
- 17 令和元年6月11日、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定（6月26日、国連へ提出）。最終到達点としての「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むとしている。
- 18 令和2年10月26日、菅総理が臨時国会の所信表明演説において「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル（CN）、脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言する」と表明。
- 19 令和2年度、省エネ・リニューアブル事業推進委員会において「室内環境改善に向けた換気と省エネ・リニューアブル」を取りまとめ、日空衛会員ホームページに掲載。
- 20 令和2年度、低炭素社会対応委員会において、「脱炭素社会に向けての動向調査と新型コロナウイルス感染防止対策の動向調査」を取りまとめ、日空衛会員ホームページに掲載。
- 21 令和3年3月、日空衛の「低炭素社会対応委員会」の名称を「脱炭素社会対応委員会」に改称。5月の総会で、令和3年度の業界実践スローガンのトップに、「省エネルギー及び省CO₂に積極的に取り組み、脱炭素社会の実現とCDGsの達成に貢献しよう」を決議。
- 22 4月22日から23日にかけて開催された気候サミットにおいて、菅総理が、「2

030年度において、温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意」を表明。

23 5月26日、改正地球温暖化対策推進法が可決、成立。基本理念の規定を新設し、2050年までの脱炭素社会実現を明記。

24 6月11日、プラスチック資源循環促進法が公布。施行は令和4年4月1日。プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理までに関わるあらゆる主体が、プラスチック資源循環などの取組を促進するための措置を講じることし、建設工事も対象。令和4年初施行予定。

25 8月10日、国土交通省、経済産業省、環境省が、住宅・建築物分野を対象に2050年のカーボンニュートラルに向けた実行計画と工程表を公表。

26 9月15日の政策会議において、最近の脱炭素への取り組みの進展を踏まえ、「環境行動計画（2008年5月）の改定に取り組むことを決定。経営活性化委員会において、検討を進め、来年秋に公表を予定。

(別添11 44頁)

8 登録配管基幹技能者・登録ダクト基幹技能者制度

- 1 登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について
 - ・登録基幹技能者のより一層の普及・活用と、できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、30年4月、配管、ダクト等の登録基幹技能者について、主任技術者の要件を満たす者として位置付けることとされた。
 - ・これを受け、30年度以降の講習修了証には、「この者は、管工事業について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます」との文言が記載されている。
- 2 登録配管基幹技能者講習
 - ・令和2年度の講習は、第1回が10月29日～31日に近畿地区（大阪）で開催され、51名が受講し、全員が合格。第2回は11月26日～28日に北陸地区（金沢）で開催され、42名が受講し、全員が合格。第3回は3年2月4日～6日に関東地区（東京）で開催され、64名が受講し、全員が合格。第4回は2月18日～20日に中国地区（広島）で開催され、33名が受講し、31名が合格。この結果、令和3年3月末時点の有資格者数は、3,958名となっている。
- 3 登録配管基幹技能者の登録講習修了証の更新状況
 - ・令和2年度の修了証更新は、更新対象者704名に対し、更新能力認定者は596名（更新率85%）となっている。
- 4 令和3年度の講習会の予定は以下の通り。

大阪地区	12月9日～11日	エル大阪
東京地区	2月3日～5日	全国建設研修センター
中部地区	2月21日～23日	ウインク愛知
- 5 登録ダクト基幹技能者講習
 - ・令和2年度の講習は、第1回が3年2月3日～5日に関東地区（東京）で開催され、30名が受講し、全員が合格。第2回は2月11日～13日に九州地区（熊本）で開催され、22名が受講し、全員が合格。第3回は2月25日～27日に近畿地区（大阪）で開催され、52名が受講し、全員が合格。この結果、令和3年3月末時点の有資格者数は、1,623名となっている。
- 6 登録ダクト基幹技能者の登録講習修了証の更新状況
 - ・令和2年度の修了証更新は、更新対象者464名に対し、更新能力認定者は406名（更新率88%）となっている。

7 令和3年度の講習会の予定は以下の通り。

東京地区	2月 2日～ 4日
九州地区	2月10日～12日
近畿地区	2月24日～26日
北海道地区	3月10日～12日

8 公共工事の総合評価における基幹技能者の評価・活用状況について

- ・国土交通省の全地方整備局等で、基幹技能者の配置を加点要素としている。実際に評価項目として設定した工事件数は整備局等により大きな差がある（東北、中部、九州が多い）。
- ・都道府県では、北海道、秋田、茨城、埼玉、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、島根、広島、徳島、高知、長崎、熊本、大分、沖縄の21道府県、政令市では札幌市、仙台市、相模原市、静岡市、熊本市の5市が評価対象としている（下線は30年度から開始予定）。
- ・総合評価における具体の配点など評価・活用状況の詳細については、建設業振興基金作成の「登録基幹技能者パンフレット」（令和2年6月版）に掲載されており、同基金のHPから参照できる。

9 登録基幹技能者に係る助成金について

- ・現在、厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金」のメニューとして、中小建設事業主を対象に登録講習の受講料の80%を助成する制度がある。
- ・28年度予算において、登録基幹技能者の賃金を年間3%以上かつ15万円以上引き上げた場合等の場合に、1年当たり10万円、最大3年間で30万円の助成が認められる制度が同メニューに追加された。

10 参考

- ・日本保温保冷工業協会が講習を実施している登録保温保冷基幹技能者は、31年3月末現在で1,032名。
- ・日本冷凍空調設備工業連合会が講習を実施している登録冷凍空調基幹技能者は、31年3月末現在で有資格者は1,078名。
- ・会員企業においても、優秀技能者を認定し、モチベーションを高める観点から、技能者を評価する制度が導入されている（高砂マイスター（高砂熱学）、ダイダンマイスター制度（ダイダン）など）。
- ・日建連では、企業毎に基幹技能者（職長）の中から特に優秀と認めた者を「優良技能者」として認定し、手当等を支給している（優良技能者認定制度）。令和元年6月現在、34社が参画。

9 建設業許可業種区分の見直し

《業種区分に関する日空衛のスタンスについて》

- ・空調衛生工事業の実態は、配管工事、ダクト工事、熱絶縁工事、消防施設工事等の専門工事を網羅して設備システムを構築する総合的な建設業である。
- ・日空衛のかねてからの要望は、それを「機械設備一式工事」という形で明確に位置付けてほしいというもの。それを20年以上要望し、なかなか実現しない中で、平成26年建設業法改正に係る平成23年の国交省調査の際には、「機械設備一式工事」又は「空調衛生工事」という要望をしている。
- ・これは、「一式工事」のハードルが高いのであれば、次善の要望として、専門工事の体裁を取りつつ、「空調衛生工事」というネーミングも是とするというものであり、内容としては、個々の専門工事を網羅して設備システムを構築する工事であるという趣旨において「機械設備一式工事」と変わりはない。
- ・昭和24年や昭和46年当時の状況から「管工事」の中に各工事が列挙されているが、今や「空調衛生工事」の中のパーツの一つが「管工事」であるというのが実態であるため、包含関係が逆転しており、かなり違和感がある。
- ・また、日空衛の会員企業は、「技術者の企業」であり「施工管理を行う企業」であって、個々の作業を行う「技能者」は基本的に抱えていない。
- ・土木、建築との比較でいえば、日建連会員のような仕事の仕方をする企業、あるいは、全建の各県協会会員のような仕事の仕方をする企業である。
- ・日空衛では、平成9年度から「機械設備一式工事」の実現を業界実践スローガンに上げてきた。平成26年建設業法改正に係る平成23年の国交省調査の際、それに加えて「又は空調衛生工事」を加えたことを踏まえ、スローガンも平成24年度から同様の変更を加えていたが、進展がない中で、令和3年度から「許可業種区分「建築設備一式工事」等の実現」に変更している。
- ・日空衛としては、孤軍奮闘するつもりはないが、前回のように業種区分の見直しの機会があれば、しっかり主張していこうというスタンスである。

《業種区分細分化への懸念について》

- ・日空衛の会員企業としても、協力企業の立場からも、「管工事」が分割されると、それぞれの許可を取らなければならなくなり、手間が増えることになる。
- ・特に、「空調設備」に関しては、日設連の守備範囲である冷媒配管は空調設備の一部であり、これがダクト工事などを残して独立することには違和感がある。
- ・そもそも日空衛としては、各種の専門工事をコーディネートするという実態を踏まえ「一式工事」としてまとめてほしいと言っているわけで、細かく分けるのは、方向が逆である。

1.0 直接（分離）発注の推進

1 平成20年5月、直接発注（分離発注）による契約を強くアピールするため、パンフレット「最適発注方式のご提案」を作成。

パンフレット「最適な発注方式のご提案」等を活用して、空調衛生設備の重要性を広く社会に対して主張するとともに、公共工事のみならず、独立行政法人の発注工事や民間工事についても、顧客の要求に合った機能と品質の設備を、責任を持って提供できる最適発注方式が「直接発注（分離発注）」であることを、強くアピール。

このパンフレットは、民間工事を主たる対象としながら、官公庁の市町村レベル、独立行政法人等へも対応出来る内容。分離発注を「直接発注」の用語に代え、当業界の独自性、専門性をPRするとともに、ライフサイクルコストの説明を拡充し、より需要者の立場に立って、直接発注（分離発注）の有利さを説明。

3 26年中に、日空衛、東空衛、電設協、東電協共同で、建設通信新聞に、直接発注のPR特集（全国版1頁建て）を掲載し、対外的アピールを図ることとした。第1回は4月14日掲載。第2回は7月29日掲載。

4 平成26年11月6日、品確法の「発注関係事務の運用に関する指針」（運用指針）骨子案について意見を提出し、運用指針への「分離発注」の明記を求め、また、国交省に対しても要望した結果、27年1月30日に決定された運用指針において、「契約方式の選択の考え方」の項目に設備工事等に係る分離発注の活用の記述が盛り込まれた。

5 東空衛、電設協、東電協と共同で、独立行政法人等に対する直接発注の要請活動実施（令和2年度、3年度は、労働者健康安全機構、国立病院機構、日本赤十字社、国立印刷局、産業技術総合研究所、都市再生機構及び成田国際空港株式会社に対し、文書にて要請を行った。）

6 令和3年5月の総会において、令和3年度の業界実践スローガンについて、「空調衛生設備の独自性や重要性をアピールし、直接発注（分離発注）等の適切な発注方式の推進」を決議。

7 7月13日の政策会議において、「最適発注方式のご提案」の改訂に着手することを決定。経営活性化委員会にWGを組織し、作業を進める。

1.1 コンプライアンスの確保等

1 法令遵守の要請は非常に厳しく、独占禁止法や建設業法の遵守による建設業界特有の不透明・不公正な商習慣の是正などを含む、より広い意味での「企業の社会的責任」を果たすことが強く求められている。

「防衛施設庁官製談合事件」が当業界に波及した事態を重く受け止め、平成18年4月に「倫理・入札契約特別委員会」を設置し、同年6月に「公正な事業活動の推進について」を発し、法令遵守に基づく業界倫理の確立を会員へ周知した。

この中で、当業界企業が守るべき「倫理」として、法令の遵守だけでなく、顧客に対して良質な設備を提供するために、ダンピングを防止し、適正な生産体制を編成して工事を完成させるという責任を含むものであるとしている。

2 平成26年3月4日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北陸新幹線設備工事の入札をめぐる、当協会会員企業及びその社員が独占禁止法違反の罪で起訴され、会員企業8社及び関係社員に有罪判決（27年10月9日）。11社に独禁法に基づく排除措置命令、7社に課徴金納付命令が出された。

3 3月19日、北陸新幹線設備工事に係る談合事案を受けて、会長通知「公正な企業活動の徹底について」を発出。会員に、改めてのコンプライアンスの徹底と再発防止への努力を要請した。

4 4月16日、理事会において、企業倫理委員会の委員構成、検討期間の設定を新たに行って、北陸新幹線設備工事に係る談合事案を受けた日空衛としての取り組みを検討することとされた。

5 4月28日、会長・副会長会議を開催し、コンプライアンス体制の検討について議論。名称を「企業倫理委員会」から「企業コンプライアンス委員会」に改めること、当面、会長・副会長を委員として審議することを決定した。

6 10月23日、全国会議において、「コンプライアンスの徹底に向けた行動宣言」を決議。
(別添11、45頁)

7 11月19日、理事会において、会員に対し、事務局で作成した「独占禁止法遵守カード」及び「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引き」を提供、配布した。

8 平成27年5月20日、定時総会における業界実践スローガンにおいて、引き続き

スローガンのトップにコンプライアンスの徹底を掲げるとともに、同日配布した中期ビジョン「日空衛2015」の6本の取組の柱の一つとしても位置付けて継続的な取組を確認した。

- 9 8月5日、8月20日にそれぞれ団体会員、企業会員に対し、26年度の講習会、研修会等の実施状況、27年度以降のコンプライアンス徹底のために計画している実施事項の調査を行った。
- 10 平成30年6月～8月、団体会員及び企業会員におけるコンプライアンスへの継続的な取り組み状況について調査。
- 11 9月6日、全国事務局代表者会議において、「コンプライアンスに関する講習会等の実施状況」を議題に取り上げ、継続的な取り組みの必要性について周知。
- 12 10月25日、全国会議の会長挨拶において、講習会や研修会の実施を始めとするコンプライアンスへの取り組みを継続的に実施していただくよう、会員に要請。
- 13 令和3年2月17日、「建設業の適正取引等に関する講習会」を開催。本講習会は、平成14年度以降、東空衛と共同で毎年実施してきたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。今回は新たな対応として、Zoomライブ配信によるオンライン講習会として開催した。

1.2 その他

(1) 全国会議の開催

令和3年9月に北海道（旭川市）にて開催を予定していた全国会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から再度1年繰り延べることとし、令和4年度に第27回全国会議を北海道支部にて、令和5年度に第28回全国会議を東北支部にて開催することとなった。

(2) 意見交換会等の開催

- 1 令和2年12月16日、国交省不動産・建設経済局、営繕部との第26回定例意見交換会を開催。①「新型コロナウイルス対策等」、②「生産性の向上」、③「適正な工期の設定等」、④「建設キャリアアップシステム」、⑤「管工事施工管理技士技術検定試験の受検資格」などについての要望事項を議題として意見交換を行うとともに、文書要望事項を提出した。今年度については、12月1日に開催予定。
- 2 12月22日、防衛省との意見交換会が開催され、防衛省からは杉山施設監ほか整備計画局幹部、日空衛からは経営活性化委員会・三石主査ほか同委員会委員が出席した。「改修工事の設計精度の向上」、「施工地が複数に離れた案件の一括発注による技術者の複数配置をなくす配慮」など、入札に際しての内容・条件・情報開示や、監理技術者・配置技術者に関する要件緩和、さらにはBIMの活用、働き方改革、新型コロナウイルス対策など、幅広い分野にわたって要望及び意見交換を行った。今年度については現在日程調整中。

(3) 支部総会（令和3年度）

- | | | | |
|-------------|------------|------|-------------|
| ・四国支部定時総会 | 3年7月1日（木） | 高松市 | 本部からの参加見合せ |
| ・九州沖縄支部通常総会 | 7月9日（金） | 福岡市 | 長谷川会長出席 |
| ・東海支部ブロック会議 | 9月16日（木） | 名古屋市 | 中止 |
| ・東北支部総会 | 9月22日（水） | 仙台市 | 本部からの参加見合わせ |
| ・北陸支部会議 | 10月28日（木） | 福井市 | 本部からはリモート参加 |
| ・関東支部連絡協議会 | 11月9日（火） | 高崎市 | （延期） |
| ・中国支部会 | 11月25日（木） | 岡山県 | 中止 |
| ・近畿支部会 | 4年2月16日（水） | 大阪市 | 長谷川会長出席予定 |
| ・北海道支部会 | 2月22日（火） | 札幌市 | 小島副会長出席予定 |

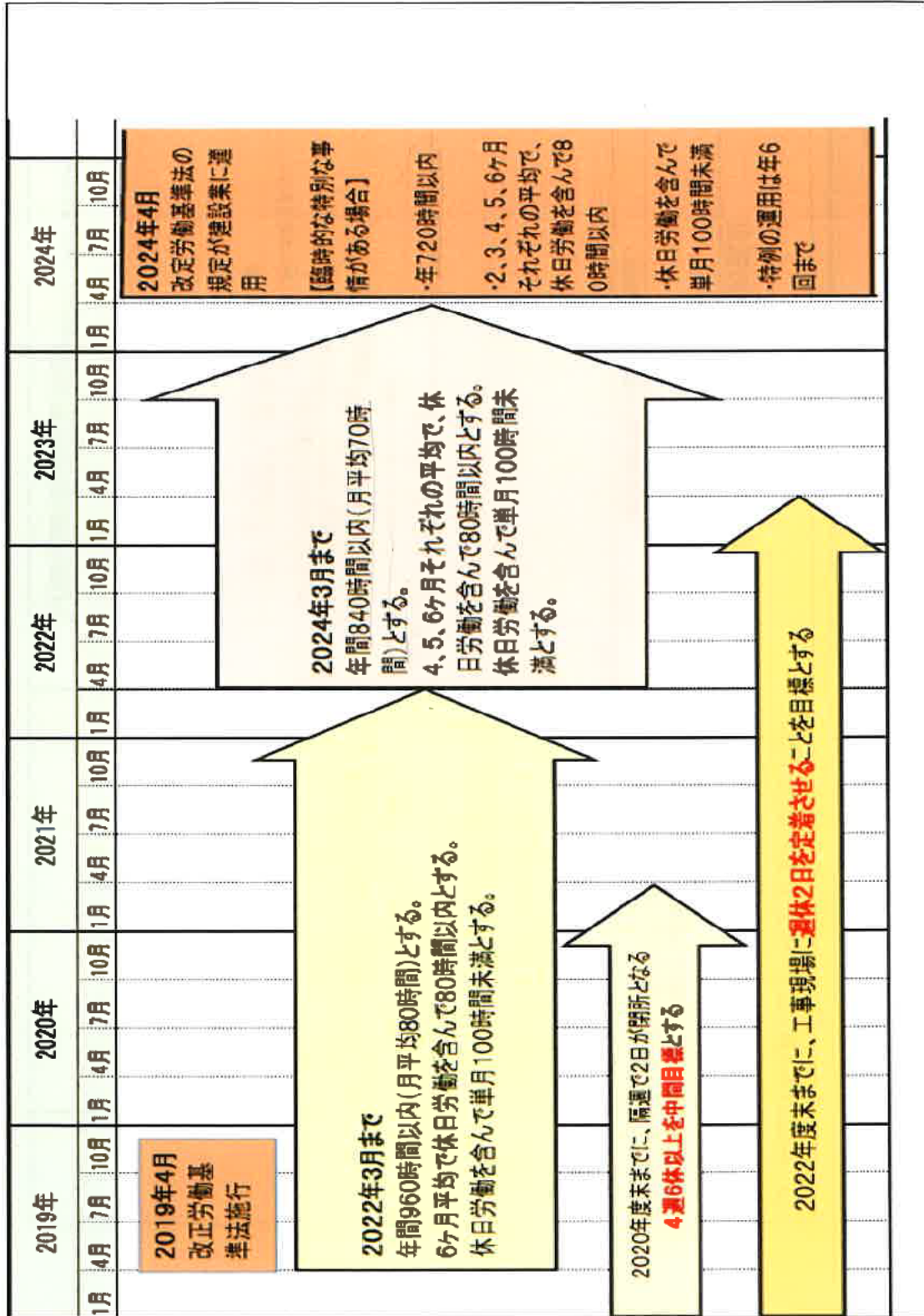
(4) 全国事務局代表者会議の開催

- ・令和2年10月23日、第25回全国事務局代表者会議をリモート開催し、全国の46団体委員のうち45委員が参加した。
- ・コロナ禍における各団体の総会、理事会をはじめとする会議、講習会等への対応状況や、事務局の勤務態勢等について情報交換を行ったほか、建設キャリアアップシステム、高校生向けの業界PRなどについて質疑応答が行われた。
- ・今年度は、10月21日にリモートにより開催予定。建設キャリアアップシステムへの対応、リモート会議の活用状況等について協議する予定。

(5) 技術資料その他出版物（括弧内は税込み定価）

- ◎31年版 仕様書（1部5,500円）・標準図（1部4,400円）
 - ◎「2021年版・空衛工事便覧手帳」（1部1,100円）
 - ◎「空調・衛生設備 改修工事積算マニュアル」（会員販売価格1,650円）
 - ◎「すぐつかえる リスクアセスメントのための災害事例集」（1部1,300円）
 - ◎「作業者のための安全衛生手帳」（1部100円）
- その他、日空衛HP参照。

別添1 週休2日と長時間労働是正の目標（日空衛）



改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	<p>労働基準法で法定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労働基準法33条) 	<p>同左</p>
36協定の 限度	<p>厚生労働大臣告示：強制力なし</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) <p>(2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>労働基準法改正により法定：罰則付き</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回るごとの出来ない時間外労働時間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回るごとの出来ない上限を設定 <ul style="list-style-type: none"> a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 毎月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)2項は適用しないが、産業的には一般則の適用を目指す。 <p>※ 労働基準法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、休日・曜日の場合でも罰則の必要性がない場合は対象とならない</p>

工期に関する基準 概要



別添 3 工期に関する基準

●本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約

- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の抱い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と競われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び下請間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

別添 4 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

<p>UP 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ</p> <p>国土交通省</p>	<p>建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。</p>
<p>令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋</p>	<p>I 建退共のCCUS活用への完全移行</p> <p>建設技能者の将来の保身とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ ・令和3年度から、CCUS活用本格実施 <ul style="list-style-type: none"> > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政の指導等履行強化 > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進 ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行 ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し <p>II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化
<p>建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見取りへの反映と元請による見取り尊重を促進・徹底 ○ CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始
<p>以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ</p>	<p>更なる利便性・生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ OCCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策 ○ 発注者によるCCUS報酬等による事務効率化、書類削減 ○ CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究 ○ CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や履歴証入道場への活用促進 ○ 令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の発行義務を一体化（マイナンバーとの連携）

UP 2.(1)議決事項 ①料金改定案

○ 料金体系を改定し、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いたものとする(CCUSへの加入意欲をできるだけ妨げず、公平性に配慮)。併せて、コスト削減の取組みを実施。

<p>現行</p> <p>技能者登録 2500円(インターネット申請) 3500円(郵送・窓口申請)</p> <p>事業者登録 3000円～</p> <p>現場利用料 3円</p> <p>ID利用料 月額換算200円</p>		<p>見直し後の料金体系</p> <p>技能者登録 2段階登録方式を導入 簡略型登録料: 2500円(据置) 詳細型登録料: 4900円 (簡略型から詳細型への移行: 差額2400円)</p> <p>事業者登録 2倍</p> <p>現場利用料 10円</p> <p>ID利用料 月額換算950円 (一人親方は200円据置)</p> <p>開始時期 2段階登録方式以外: 2020年10月～(予定) 2段階登録方式 : 2021年 4月～(予定)</p>	<p>2段階登録方式のイメージ</p> <table border="1"> <tr> <td style="border: 1px solid blue;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本人情報 ・所属先事業者情報 ・健康保険、年金保険、雇用保険 ・建退共加入、中退共加入 ・職種等 </td> <td style="border: 1px solid yellow;"> <ul style="list-style-type: none"> ・労災保険特別加入 ・健康診断受診歴 ・保有資格 ・研修受講履歴 ・表彰履歴 ・API連携システム情報 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">簡略型2500円</td> <td style="text-align: right;">詳細型4900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">差額2400円</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人情報 ・所属先事業者情報 ・健康保険、年金保険、雇用保険 ・建退共加入、中退共加入 ・職種等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険特別加入 ・健康診断受診歴 ・保有資格 ・研修受講履歴 ・表彰履歴 ・API連携システム情報 	簡略型2500円	詳細型4900円	差額2400円	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人情報 ・所属先事業者情報 ・健康保険、年金保険、雇用保険 ・建退共加入、中退共加入 ・職種等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険特別加入 ・健康診断受診歴 ・保有資格 ・研修受講履歴 ・表彰履歴 ・API連携システム情報 								
簡略型2500円	詳細型4900円								
差額2400円									

- コスト削減の取組み **10年間で現在より70億円削減**
- ・ 社会保険等審査の簡素化・2段階登録方式導入による、審査合理化(※1)
 - ・ コールセンター廃止(メール問合せに特化し、申請者のニーズに正確・確実に対応)(※1)
 - ・ 郵送申請廃止(※1)(※2)
- ※1 本年10月以降、準備できしだい開始
 ※2 郵送申請廃止に伴って協会窓口における登録支援業務のあり方を検討

別添6 2021年度の建設キャリアアップシステム 日空衛の目標達成に向けて（お願い）

令和3年4月28日

企業会員 各位
団体会員 各位

（一社）日本空調衛生工業協会
会長 長谷川 勉

2021年度の建設キャリアアップシステム 日空衛の目標達成に向けて（お願い）

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設キャリアアップシステム運営協議会では、今後の技能者・事業者登録数及びカードタッチ数の総数について、運営協議会総会にて今年度の目標が決定されましたが、併せて各団体も目標を設定して推進することが申合せされました。

これを受けて日空衛は、昨年から今年の2月にかけて会員の建設キャリアアップシステム加入状況等調査を行い、その結果も踏まえて経営活性化委員会において2021年度の日空衛目標案を検討し、4月21日の理事会にて下記目標が決議されました。

この理事会では、団体会員も日空衛の目標を参考にして団体会員の実情に合わせて目標を設定することが、併せて決定されています。

企業会員におかれてはこの日空衛の目標達成に向け、また、団体会員におかれては自ら設定した目標達成に向けて、最大限のご努力をよろしくお願いいたします。

<2021年度建設キャリアアップシステムの日空衛目標>

- ① 技能者登録：会員企業の一次協力会社の技能者数の5割以上の登録を目指す。
- ② 事業者登録：会員企業の9割の事業者登録を目指す。

会員企業の一次協力会社の5割の事業者登録を目指す。

- ③ 就業履歴登録数：1億円以上かつ工期半年以上で管理者常駐の元請現場にて、現場数の2割にカードリーダーの設置を目指す。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な採買を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。
 ※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
 i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
 5年間の成果をさらに充実する
 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
 価格のダンピング対策の強化
 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（働務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配属不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・防災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

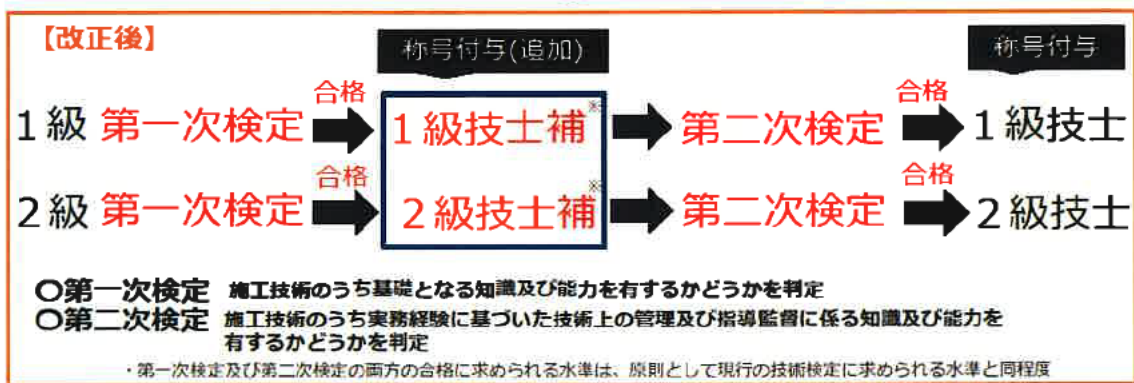
- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

別添 8 技術検定制度の改訂

技術検定制度の見直し



1級受験資格の見直し

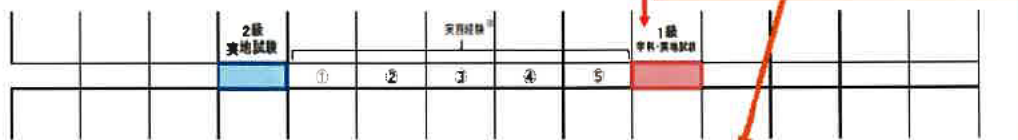
2級の第二次検定を合格した者については、1級の第一次検定を受検するにあたり、**1級の受験に必要な実務経験を得ることなく受験することが可能。**

(なお、2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級の受験に必要な実務経験を得れば、1級の第二次検定の受験が可能)

1級受験資格の見直し

※所定の実務経験を積んだ場合 5年⇒3年に短縮

【現 状】



【改正後】



○2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級相当の実務経験を得れば、1級の第二次検定の受験は可能

建設現場の生産性向上

技術者に関する規制の合理化

元請

○ 監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任が可能とする

○ 元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を認定

※技士補は事務可能

< 現行制度 >

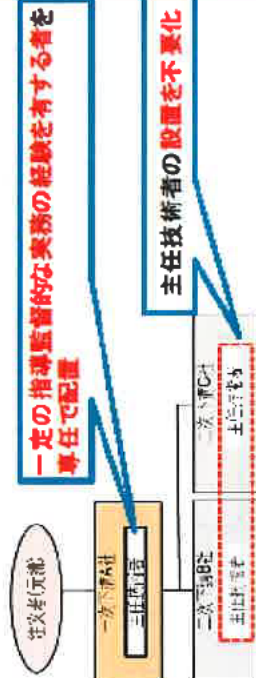
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○ 専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



一定の指導監督的な実務の経験を有する者を専任で配置

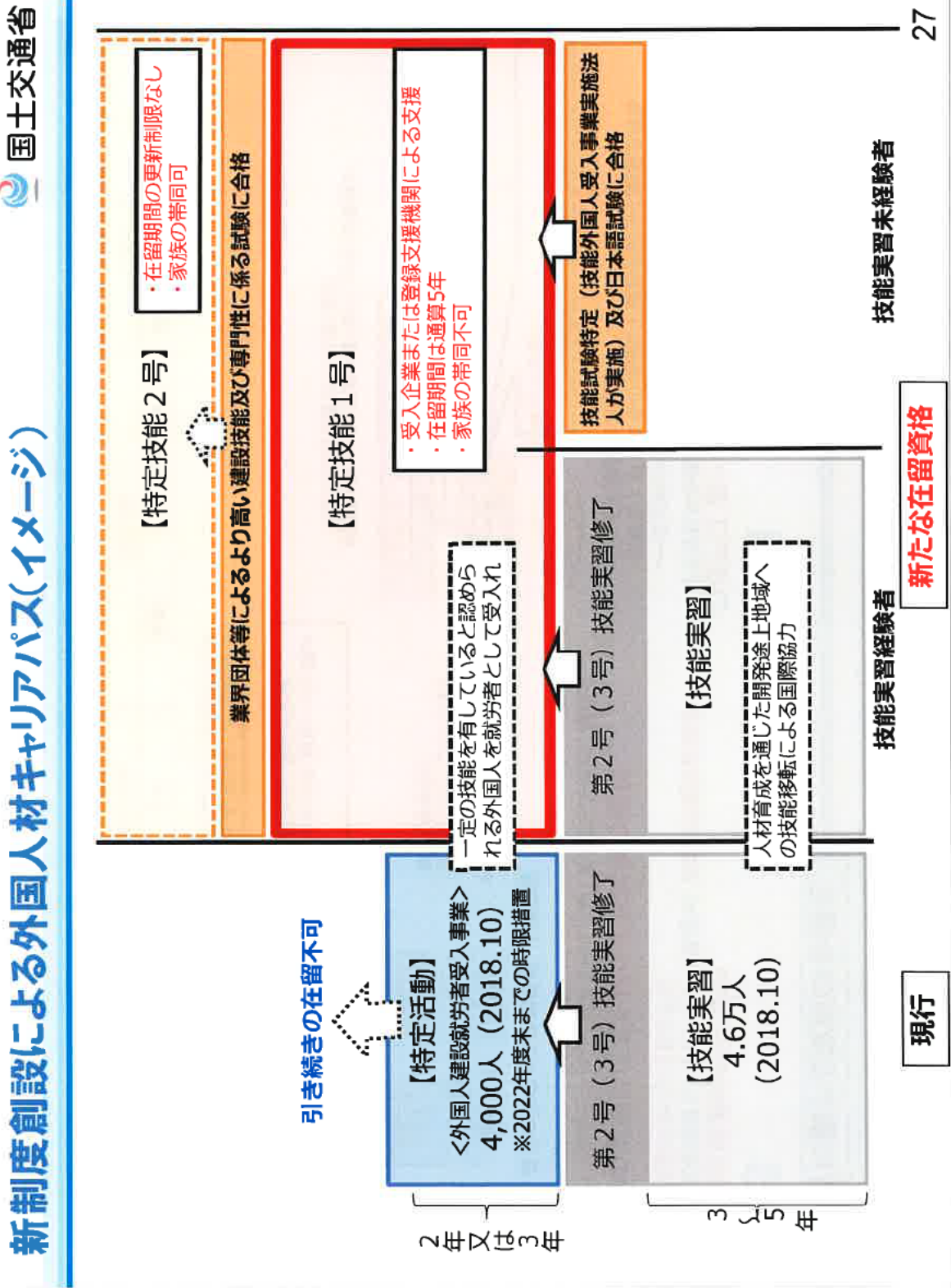
主任技術者の設置を不要化

※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工程に限定

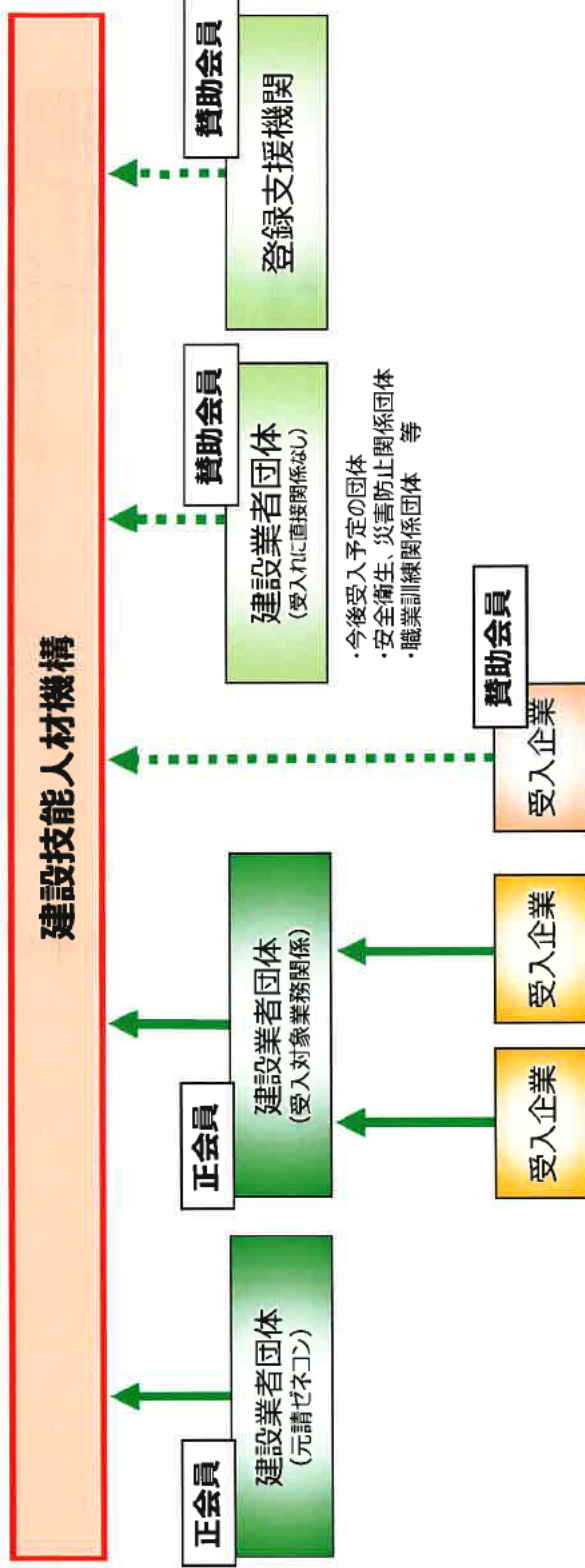
技術検定における技士補(第一次検定合格者)の創設

令和3年度1級第一次検定合格者数

	建設機械	土木	建築	電気工事	管工事・電気通信工事・造園
合格発表日	8月4日	8月19日	7月16日		10月14日
合格者数	621人	22,851人	8,025人	7,993人	未発表



- 機構は、**正会員（議決権あり）と賛助会員（議決権なし）**により構成
- 特定技能外国人を受け入れるに当たり、受入企業は、**機構の正会員である建設業者団体の会員**となるが、**機構の賛助会員**となるが必要（いずれになるかは**選択可**）
- 将来、機構は、特定技能外国人受入業務のほか、建設技能者確保に関する事業を幅広く実施



建設業者団体は、以下のいずれかの形で機構に加入
 ・特定技能外国人の受入れに直接関係あり → **正会員**
 ・特定技能外国人の受入れに直接関係なし → **賛助会員**

受入企業は、以下のいずれかの形で機構に加入（**選択可**）
 ・正会員である建設業者団体の会員
 ・機構の賛助会員

別添10 環境行動計画の改定

環境行動計画改定に着手

日空衛 来秋に取りまとめ



長谷川会長

日本空調衛生工事業協会の長谷川勉会長は、15日の理事

会後に会見し、2008年5月に策定した日空衛の「環境行動計画」を改定することを表明した。22年の秋ごろを目途にまとめ、空調衛生工事業界として環境やエネルギー問題に一丸となり、最大限の力を発揮して取り組む。

長谷川会長は「地球温暖化対策にはこれまで継続して取り組んできたが、菅義偉首相の『50年カーボンニュートラル（CN）宣言』に端を発し、脱炭素社会の実現が重要なテーマになった。13年前に策定した環境行動計画はそれほど陳腐化していないが、08年の京都議定書から目標自体が大きく変わってきているのでCNの表現に向けて改定に着手する。会員が同じ方向に向かって取り組めるようにしたい」と述べた。

環境行動計画は、会員企業

それぞれが総合エンジニアリングを中心とする高度で特色のある技術力を発揮し、地球環境問題に立ち向かうために策定した。環境経営を推進し、施工段階の温室効果ガス排出の削減などによる環境負荷の低減に取り組むことなどを明

確化している。
このほか理事会では、建設キャリアアップシステムの今年度目標を報告、会員企業の事業者登録90%、会員企業の1人1名の事業者登録50%、キャリアアップカードのリーダート設置率20%を掲げており、今後その登録・設置状況を調べる。昨年に続いてことも延期となっていた北海道での全国大会は21日に北海道で開く予定だ。

(令和3年9月21日付建設通信新聞)

別添 1 1

コンプライアンスの徹底に向けた行動宣言

日本空調衛生工事業協会は、一部会員企業のコンプライアンス違反事案を重く受け止め、ここに改めて、会員の総意として、すべての会員企業・団体はかかる事態を再び起こさないことを誓い、以下の宣言を行う。

記

1. 関係法令の遵守を徹底し、公正、適正な事業活動を行う。工事の入札に関しては、刑法、独占禁止法等に違反して公正な競争を阻害する行為を一切行わない。

2. 下記の行動計画に沿って取り組みを行い、法令の遵守、企業倫理の浸透などコンプライアンスの徹底を推進する（詳細別紙）。

- 独占禁止法遵守マニュアルの作成・活用
- 「独占禁止法遵守カード」の携行・活用
- 日空衛ホームページ、機関誌「空衛」の充実・活用
- 講習会・研修会の実施
- コンプライアンス強化月間などの設定

平成 26 年 10 月 23 日

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

別紙

当面の行動計画

平成26年度中を目途に、会員企業・団体は以下の取り組みを行う。

○独占禁止法遵守マニュアルの作成・活用

日空衛において、マニュアル作成の参考とするため「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引き」を作成する。

会員企業は、それぞれの必要に応じて、同手引きを参考として独占禁止法遵守に係るマニュアルを作成し、あるいは既存のマニュアルを活用する等によりコンプライアンスの徹底に取り組む。また、団体会員においては、傘下企業の独占禁止法遵守マニュアルの作成・活用を奨励する。

○「独占禁止法遵守カード」の携行・活用

会員企業・団体は、日空衛が作成する「独占禁止法遵守カード」を社員等に適宜配布し、常時携行することによって日常的なコンプライアンス意識の徹底を図る。

○日空衛ホームページ、機関誌「空衛」の充実・活用

日空衛は、ホームページの充実、機関誌「空衛」の活用によりコンプライアンスに係る連絡事項、会員の取り組み状況等の情報提供を積極的に行い、会員企業・団体は、これを利用してコンプライアンスへの理解推進に努める。

○講習会・研修会の実施

年度内を目途に、会員企業は社員等に対するコンプライアンス徹底のための講習会・研修会を実施する。団体会員においては、支部または傘下団体会員単位でこれを実施する。

(なお、本年度既にこれを実施している会員にあっては、年度内の再度実施は要しない。)

○コンプライアンス強化月間などの設定

会員企業・団体は、例えばコンプライアンス強化月間を設定してその期間に合わせた取り組みを行うことなどにより、年々コンプライアンス意識を新たにする機会を設ける。